

令和6年度第2回京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会質疑応答

【議題】

- ・令和7年度京都市国民健康保険事業（案）について
- ・国民健康保険料の賦課限度額の改定について【諮問事項】
- ・国の制度改正についてに係る質疑応答

居内会長 それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見があれば、挙手をお願いしたい。

松田委員 資料1の9ページ、10ページに記載のある、今後の保険料算定の考え方について確認したい。

令和7年度の財源不足額は、従来からの64億円の財政支援分の一般会計繰入金を確保してもなお、85億円の財源不足が生じており、本来は保険料の引上げで対応すべきものであるが、一度に全額を保険料で賄うと28.2%の引上げとなるため、経過措置を設けて5年間で解消するという説明であった。

よって、今後の保険料は1人当たり納付金の増加分、令和7年度であれば18億円は保険料の引上げで対応するとともに、令和6年度の財源不足分67億円は毎年13～4億円ずつ保険料に転嫁し、令和12年度以降は、一般会計からの財政支援は従来からの64億円のみとなる。

すなわち、令和8年度以降は納付金が増加しなくとも13～14億円分は保険料が引き上げられることになり、逆に納付金下がれば、保険料の引上げが13～14億円分よりも少なくなる可能性もあるという理解で合っているか。

田坂課長 ご認識の通りである。

なお、被保険者数が減少する中であっても、従来からの一般会計繰入金64億円は確保するため、1人当たりの一般会計繰入金は増加していくことになる。

松田委員 それを踏まえて1点質問させていただきたい。

平成30年度の国民健康保険事業（案）には、これまで予算編成過程において歳入不足及び歳入超過が生じた場合は、2分の1を保険料の上げ下げで、残りを一般会計からの財政支援の増減で対応してきたという記載があるが、今回はその際に示されたルールとは異なる考え方となっている。

また、保険制度の趣旨は互助制度であり、被保険者の保険料負担で給付費を賄うことが基本であるが、国民健康保険は社会保障の制度の一つとして運営していることから、国費や府費に加えて、市の一般会計から多額の財源を投入し、被保険者の負担軽減に努めてこられたと認識している。そのような中で、これまで示されたルール等とは考え方を変え、一般会計と国民健康保険事業の双方が持続可能となるように財政支援を見直すことについては、これまでと異なる大きな方針転換であると感じる。被保険者の負担及び今後の財政支援の在り方について、どのように考えているか。

田坂課長 ご指摘の通り、かつては財源不足の2分の1を保険料で、2分の1を一般会計

からの財政支援で対応していたが、行財政改革計画の中で、保険料を据え置くにあたって必要となった財政支援64億円を基準として、一般会計及び国民健康保険事業の双方が持続可能なものとなるよう考えると整理された。

令和4年度以降、財源不足が拡大する中で、本来であれば財源不足については保険料の引上げで対応する必要があったが、コロナ禍や物価高騰における被保険者の負担を鑑み、基金や一般会計からの臨時支援を行うことで負担の抑制を図ってきた。

しかしながら、基金がほぼ枯渇している状況の中で、保険料を据え置くための財源不足分をすべて一般会計からの臨時支援で対応していくことは、本市において様々な行政ニーズに対応していく必要性があることや、保険制度の趣旨から考えてもバランスを失したものになることから、保険料の引上げをせざるを得ないと判断したもの。

今後は、今回の考え方にに基づき保険料を算定していくが、被保険者の負担や一般会計の状況も鑑みながら、今後の保険料算定を行ってまいりたい。

山口委員 先程、保険料の算定方法の考え方についての回答の中で、物価高騰における被保険者の負担を考慮するという話があったが、物価等についても加味して保険料設定を行うということか。

田坂課長 被保険者を取り巻く状況のひとつに物価高騰があることを念頭に、一般会計からの支援等について検討するということであり、保険料率に物価上昇を反映させるものではない。

山口委員 保険料の算定は、納付金から交付金等を差し引き、被保険者数等で割ることで求められるものであるかと思う。現在、物価上昇によって国民の実質賃金はマイナスになっており、国民負担率は45.1%に達しているといわれている中で、保険料の負担は増え続けるということについてどのように考えるか。

田坂課長 委員ご指摘のとおり、医療費が伸び続けている中で、今後も保険料の基本的な考え方に基づいて算定をし続けていくことになると、国保の被保険者は低所得の方や年金生活者が多くを占めている状況と相容れないような保険料設定をせざるを得ないという、制度的な問題があると認識している。

本市としては、制度の抜本的な改革が必要であると考えているため、国に対して他の政令市等と共に要望しているところであり、今後も続けてまいりたい。

玉手委員 今回保険料が上がることで、様々な意見が寄せられると思う。
京都府が令和3年度から5年度に医療費を過小に見込んできたという説明があったが、これまで府が過小に見込んできた責任を被保険者が負わされているような印象を受けた。

昨今の物価高において、どの所得世帯も大きな影響を受けている。特に中間所得者層に対して配慮をしていただきたい。

また、同じ所得の世帯であっても、本市国保であれば保険料が45万円、協会けんぽであれば25万円と言うのは、差が大きすぎる。今後、保険料の引き上げ

が示されたとしても、制度間の格差が是正されていく見通しがあれば、納得できる部分もあるのではないかと思う。

加えて、自分の健康は自分で守ると言う意識を全ての人が持てるように、健康教育等にも力を入れていただきたい。

田 坂 課 長 令和3年度から5年度、コロナ禍で医療費が乱高下する中で、京都府は各市町村の医療費を過小に見込んでしまっていたが、それにより市町村の納付金も結果的に低くなっていた。府は納付金が足りない分を基金で補っていたが、基金が枯渇したことから、本来、市町村に賦課すべき納付金の水準まで一気に戻したことで、令和6年度の納付金が急増し、被保険者の方の負担増加のギャップが大きくなっている。昨年度は、本市にも基金があったことから、保険料を据え置くという判断をしたが、他の市町村においては、保険料を10%以上引き上げているところもある。京都府が医療費を過小に見込んできたことにより、保険料が低く抑えられてきたという側面もある。

中間所得者への配慮については、低所得者には法定の軽減制度がある一方、200万円を超える中間所得者の負担が大きくなっていることから、財政支援の拡充を国に求めてまいりたい。

また、社会保険との差については、受けられる給付は同じであるにもかかわらず、保険料の本人負担が異なっているは大きな問題と受け止めている。これを受けて、国に対して制度の一本化を訴えているところであるため、具体的な数字等も示しながら、引き続き制度の抜本的な改革を求めてまいりたい。

健康教育については、「健康長寿のまち・京都」として、関連部署や関係機関と連携して市民の健康づくりを進める取り組みを進めているところであり、市民の健康づくりへの啓発を進めてまいりたい。

居 内 会 長 先程の説明において、令和3年度から5年度の京都府の納付金算定方法が、結果として府内市町村の保険財政に大きな影響を与えていたという話があったと思う。

今後も都道府県単位での運営が続くが、京都市として、適正な納付金算定に向けて府に対してどのような働きかけを行っていくのか。

田 坂 課 長 ご指摘のとおり、府の納付金が保険料の根幹になっているため、納付金算定基礎として府が見込む医療費が保険財政に与える影響は非常に大きいものになっており、特に、令和3年度から5年度に生じた赤字部分の影響は大きいと考えている。

令和7年度は府においても医療費の算定方法を見直し、過去の医療費に基づいて適正に見込むようにしているが、団塊の世代が後期高齢者となったことで前期高齢者の割合が相対的に低くなるなど、被保険者の動向が変わったり、高額療養費の見直しなど国の制度改正があったりと、医療給付費に影響を与える要素がある。より精緻な見込みを府に対して訴えることに加え、本市においても検証を行い、必要な意見を述べてまいりたい。

- 居内会長 京都市国保としては、様々な努力をおこなってきたが、府の納付金や財源不足が拡大する状況の中で、続けていくことが難しくなっているという説明であったかと思う。
- 一方で、保険料の引き上げにあたって、被保険者の現状に対する理解が非常に重要になる。制度の構造など難しい内容も多いが、被保険者への説明について現時点でどのように考えているか。
- 村井部長 被保険者に対する説明については、毎年6月ごろに送付している「こくほだより」において本市の財政支援や保険料について説明を行っている。
- 令和7年度においても、これまでから京都市が財政支援等を行ってきたが、様々な状況が変化する中で、被保険者の方にも負担をお願いすることになるということについて、説明を行う予定としている。
- また、それ以外の媒体についても京都市の中で検討しながら、可能な限りわかりやすく、広く説明してまいりたい。
- 玉手委員 ここ数年、市民しんぶんはイラスト等が増えて読みやすくなったと感じる。一方でこくほだよりは活字が多く読みにくく感じるし、媒体としてもSNS等の方がわかりやすいのでは。
- また、他国と比較して、日本の保険制度は非常にありがたい制度であると思う。保険制度で受けられるメリットや、今後の制度維持のために保険料を上げる必要があることをわかりやすく発信し、理解を得られるよう努めていただきたい。
- 村井部長 いただいたご意見を踏まえ、被保険者の方にご理解いただけるよう周知方法について検討してまいりたい。
- 居内会長 その他に、何かご意見及びご質問はあるか。
- 「国民健康保険料の賦課限度額の改定について」は、諮問事項であるため、取扱いについてお諮りしたいが、いかがか。
- (委員から意見なし)
- 居内会長 それでは、令和7年度事業案及び課限度額の改定について、いくつかご意見・ご質問等あったが、了承することよろしいか。
- (委員から異議なし)
- 居内会長 答申については、少しお時間をいただき、私の方で答申案を作成して、皆様にお諮りさせていただきたいと思う。答申案を作成する間、協議会については10分から20分程度休憩とさせていただきます。

(休憩・答申案作成)

居内会長 協議会を再開する。お手元に、答申案を配布させていただいた。それでは、事務局から読み上げていただく。

司 会 (答申案読上げ)

居内会長 答申案について、ご意見等がなければ、本案を本協議会の答申とさせていただいてよろしいか。

(委員から異議なし)

居内会長 異議がないようなので、私から副市長に提出する。

(副市長に答申書提出)

吉田副市長 この答申の内容と、ご議論いただいた内容を踏まえ、これからの保険事業の円滑な運営に努めてまいりたい。

居内会長 ただいま、副市長に答申書を提出させていただいた。
今後の京都市の保険事業については、非常に厳しい状況の中で運営されることになるということが議論の中でも明らかになったものと思う。
本日の議論で出た課題や被保険者の方々への説明についても、京都市として努力をしていただき、今後の運営をしていただきたい。

居内会長 以上で、本日の議題は終了となる。